

下呂市飛驒小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

下呂市長

山下 登

令和8年下呂市条例第40号

下呂市飛驒小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例

下呂市飛驒小坂ふれあいの森条例（平成17年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表（第13条関係）							別表（第13条関係）						
1 利用料							1 利用料						
施設 区分	利用 区分	単位	利用料金 (円)		摘要		施設 区分	利用 区分	単位	利用料金 (円)		摘要	
			上 限	下 限						上 限	下 限		
バン ガ ロ ー	A	無	1棟	21, 000	6,0 00		バン ガ ロ ー	A	無	1棟	15, 000	6,0 00	
			1泊							1泊			
	B	無	〃	25, 000	9,0 00			B	無	〃	18, 000	9,0 00	
	C	無	〃	35, 000	14, 000			C	無	〃	25, 000	14, 000	
	ログ ハウ ス	無	〃	29, 000	11, 000			ログ ハウ ス	無	〃	21, 000	11, 000	
調理棟の部～施設内出店料の項（略）							調理棟の部～施設内出店料の項（略）						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。